3　法第百十五条第二項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
一　申請対象者の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）
二　カジノ事業者の組織図
三　申請対象者に対する法第百二十三条第一項第一号の教育訓練の実施状況及びその結果を明らかにする書類その他申請対象者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有することを証する書類
四　申請対象者が十分な社会的信用を有すること及び法第百十六条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検において参考とした書類
五　申請対象者が別記第三十四号様式（法第百十四条第三号に掲げる業務に従事させようとする場合にあっては、別記第十号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該申請対象者が作成した別記第十一号様式による同意書

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、法第百十四条の確認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。
（特定カジノ業務を的確に遂行することができない者）
第百十六条　法第百十六条第二項第三号（法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害によりその従事する特定カジノ業務を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（確認の通知）
第百十七条　カジノ管理委員会は、法第百十四条の確認をしたときは、次に掲げる事項を申請者に通知するものとする。
一　確認特定カジノ業務従事者の氏名、生年月日及び確認番号
二　確認に係る特定カジノ業務の種別
三　確認年月日

2　カジノ管理委員会は、法第百十四条の確認をしないときは、理由を付してその旨を、申請者に書面で通知しなければならない。
（確認の更新）
第百十八条　法第百十七条第三項のカジノ管理委員会規則で定める期間は、確認の有効期間の満了の日の三月前までの間（やむを得ない理由により当該期間内に同条第二項の更新の申請をすることができないと認められるときは、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期間）とする。

2　第百十五条及び前条の規定は、法第百十七条第四項において読み替えて準用する法第百十五条及び第百十六条の規定における法第百十七条第二項の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項	申請対象者	申請対象者の確認番号並びに申請対象者
	別記第三十二号様式	別記第三十五号様式
第百十五条第二項	別記第三十三号様式	別記第三十六号様式
前条第一項第二号	確認	更新
前条第一項第三号	確認年月日	更新年月日

3　前項において準用する第百十五条第三項第五号に規定する質問票（以下この項において「更新質問票」という。）については、質問に対し回答すべき内容が申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した回答から変更がないときは、その旨を更新質問票に記載することにより、当該質問に係る回答に代えることができる。この場合において、当該回答に係るその記載内容を証する資料については、法第百十七条第四項において準用する法第百十五条第二項及び前項において準用する第百十五条第三項の規定にかかわらず、当該資料の添付を省略することができる。
（変更の承認）
第百十九条　法第百十八条第一項の申請書は、別記第三十七号様式によるものとする。

2　法第百十八条第二項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、第百十五条第三項第三号に掲げるものとする。

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項に規定する書類のほか、法第百十八条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　第百十七条の規定は、法第百十八条第一項の承認について準用する。この場合において、第百十七条第一項第二号中「確認」とあるのは「承認」と、同項第三号中「確認年月日」とあるのは「承認年月日」と読み替えるものとする。
（変更の届出）
第百二十条　法第百十八条第五項第三号のカジノ管理委員会規則で定めるときは、所属する部署又は役職の変更（役職名の変更を含む。）があったときとする。

2　法第百十八条第五項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　当該届出に係る確認特定カジノ業務従事者の氏名及び確認番号
二　届出事由及び当該届出事由の発生の日
三　法第百十八条第五項第二号に該当することとなった場合にあっては、変更後の氏名又は住所
四　前項に規定するときに該当することとなった場合にあっては、変更後の所属する部署又は役職名（役職名を含む。）

3　法第百十八条第五項の規定による届出は、前項第二号に掲げる事項に係る事実を証する書面を添付してしなければならない。
（従事させた者の届出）
第百二十一条　法第百二十一条第二項の届出は、別記第三十八号様式によりするものとする。

2　法第百二十一条第二項第三号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　従事させた者の所属する部署及び役職
二　従事させた者の法第百二十二条の証明書の番号
三　従事させた者が業務に従事し始めた年月日

3　法第百二十一条第三項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
一　従事させた者の住民票（本籍の記載のあるものに限る。）の写し又はこれに代わる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票（国籍等及び在留資格又は入管特例法に定める特別永住者である旨の記載のあるものに限る。）、旅券その他の身分を証する書類の写し）
二　従事させた者が法第百二十一条第一項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検において参考とした書類がある場合には当該書類

4　法第百二十一条第四項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　法第百二十一条第二項の規定により届出をした者の氏名、住所、生年月日及び法第百二十二条の証明書の番号
二　法第百二十一条第四項による届出事由及び当該届出事由の発生の日
三　法第百二十一条第二項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の内容
（カジノ業務等に従事する者の証明書）
第百二十二条　カジノ事業者は、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者に法第百二十二条の証明書を携帯させるに当たっては、当該証明書を見やすい位置に着用する方法で携帯させなければならない。ただし、業務の性質上特に必要がある場合は、カジノ事業者が指示する方法により携帯させることができる。